通報事象の発生

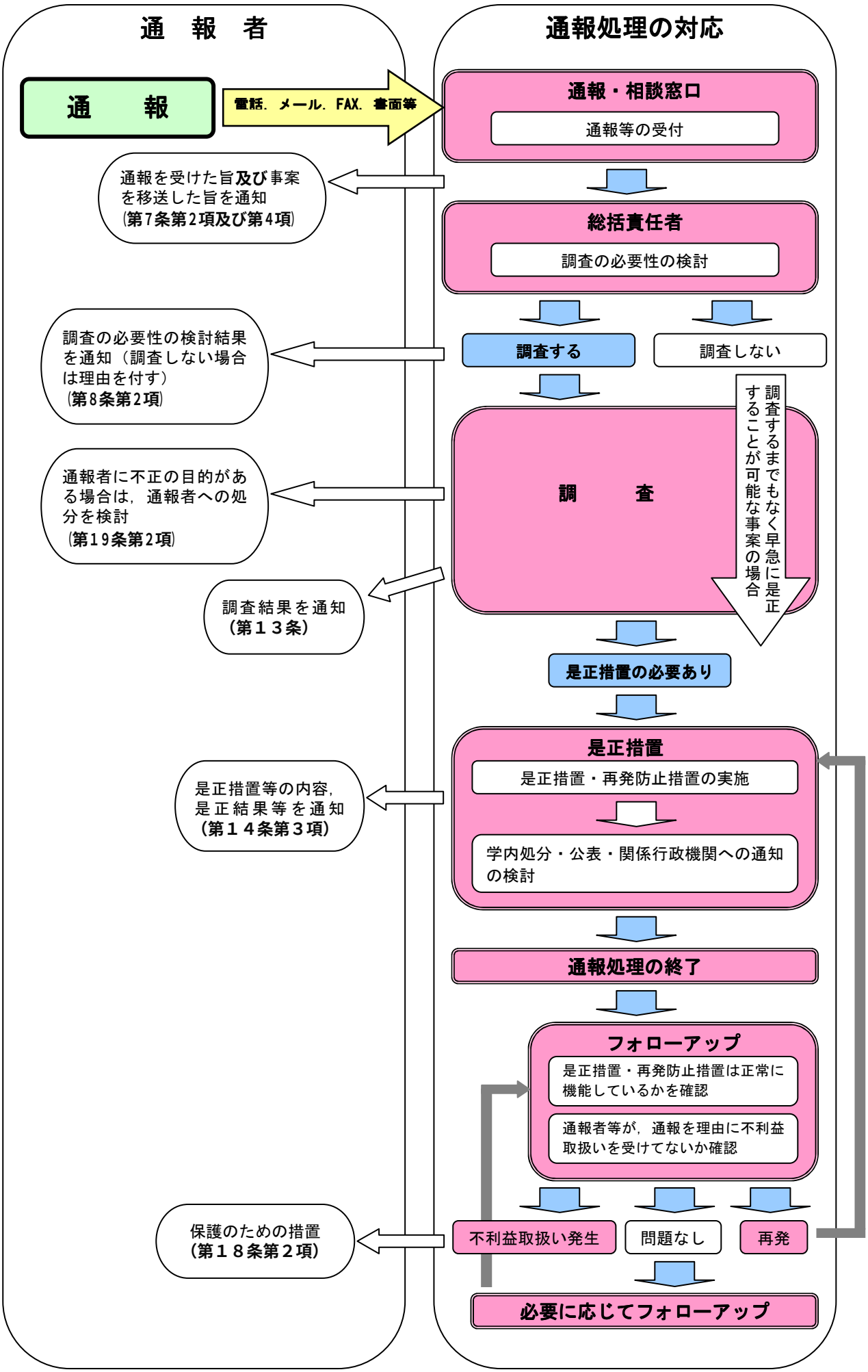
通　報　者
通報処理の対応
通　　報
電話．メール．FAX．書面等
通報・相談窓口
通報等の受付
通報を受けた旨及び事案を移送した旨を通知
(第7条第2項及び第4項)
総括責任者
調査の必要性の検討
調査の必要性の検討結果を通知（調査しない場合は理由を付す）
(第8条第2項)
調査する
調査しない
調査するまでもなく早急に是正することが可能な事案の場合
通報者に不正の目的がある場合は，通報者への処分を検討
(第19条第2項)
調　　査
調査結果を通知
（第１３条）
是正措置の必要あり
是正措置
是正措置・再発防止措置の実施
是正措置等の内容，是正結果等を通知
（第１４条第３項）
学内処分・公表・関係行政機関への通知の検討
通報処理の終了
フォローアップ
是正措置・再発防止措置は正常に機能しているかを確認
通報者等が，通報を理由に不利益取扱いを受けてないか確認
保護のための措置
（第１８条第２項）
不利益取扱い発生
問題なし
再発
必要に応じてフォローアップ